

大通達甲（警務）第16号
令和6年12月4日

| | |
|------|--------|
| 簿冊名 | 例規（1年） |
| 保存期間 | 1年 |

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

警務部長

生成AI利用ガイドラインの策定について（通達）

生成AIは、近年、国内外において技術開発が急速に進展しており、今後、警察業務の合理化・高度化等に寄与することが期待される技術である。他方、生成AIにより生成された情報が正しくない場合があるほか、クラウドサービスを利用する場合には情報流出のリスクがあるなど、その特性を十分に理解した上で利用する必要がある。

こうした点を踏まえ、警察業務における生成AIの適切な利用の推進を図るため、警察庁総合科学技術戦略推進本部幹事会に設置されたAI活用推進プロジェクトチームにおける検討を経て策定されたガイドラインを踏まえ、別添のとおり「生成AI利用ガイドライン」を策定したので、生成AIの適切かつ効果的な利用を推進されたい。

（警務課デジタル化推進係）

別添

生成A I 利用ガイドライン

1 目的

このガイドラインは、警察業務における生成A I（新しい成果物を生成する人工知能（A I）をいう。以下同じ。）の利用に関して、留意すべき事項を示すことにより、その適切な利用を推進することを目的とする。

2 適用

このガイドラインは、生成A Iを用いた情報システム（クラウドサービスを利用するもののほか、スタンドアロン端末等オフライン環境で利用するものを含む。以下「生成A Iシステム」という。）を業務利用する場合に適用する。

3 情報の入力に際して留意すべき事項

- (1) クラウドサービスを利用した生成A Iシステムに入力することができる情報は、機密性1（低）情報のみが原則となることから、この点を特に注意するとともに、個人情報等の入力は行わないこと。
- (2) クラウドサービスを利用する場合は、入力する情報が当該サービスの提供側において収集及び分析をされ、関心事項が把握される可能性があるほか、A Iモデルの学習に利用され、当該サービスの他の利用者に対して表示される可能性があるなどの情報流出のリスクがあることを認識して利用すること。

この点、原則として、入力する情報がA Iモデルの学習に利用されないよう設定することができるクラウドサービスを利用するとともに、当該設定を行うこと。また、学習に利用されない設定ができない場合には、前記のリスクを十分に勘案し、当該サービスの利用の是非を検討すること。

- (3) 生成A Iにより生成された情報（以下「生成情報」という。）が既存の著作物と同一又は類似している場合には、その利用が著作権を侵害する可能性があることから、生成A Iシステムに対し、他者が著作権を有する著作物はもとより、当該著作物に類似する情報の生成につながる蓋然性の高い情報の入力は行わないこと。

4 生成情報の利用に際して留意すべき事項

- (1) 生成情報の利用に当たり、その責任は、生成A Iの利用者にあることを認識すること。
- (2) 生成情報を業務に利用する場合は、以下の観点について十分に留意すること。

ア 正確性の観点

生成情報は、一見して表現や言い回しが自然である場合が多い一方で、最新の情報が反映されていなかったり、ハルシネーション（A Iが事実に基づかない情報を生成する現象のことをいう。）が起こったりする可能性があることから、その内容の真偽や妥当性を十分に検討すること。また、信頼できる出典を調査するなど、生成情報に係る根拠や裏付けについて確認すること。

イ 著作権保護の観点

生成情報が既存の著作物と同一又は類似している場合には、その利用が著作権を侵害する可能性があることから、前記3(3)に規定するとおり既存の著作物等に類似する文章等の生成につながらないように留意するほか、特に生成情報を用いた資料等を公開等する場合には、当該資料等が既存の著作物に類似していないか確認すること。

なお、既存の著作物に類似しているかどうかの懸念が払拭されない場合は、当該資

料等の公開等は控えること。

ウ 公平性の観点

生成情報については、学習データやアルゴリズムに潜むバイアスや偏見に起因して不公平な結果が生成される可能性があることから、人種や性別、年齢等の特定のグループに対して不利益や偏見をもたらす可能性がないか、また、多様性を排除するような内容になっていないかを確認すること。

- (3) 生成情報は、原則として、そのまま利用するのではなく、所要の修正等を行った上で利用すること。
- (4) 生成情報を修正等を行わずにそのまま利用する必要がある場合は、生成A Iにより作成されたことを明らかにするため、「文章生成A Iにより作成」などと明記すること。

5 その他の留意事項

- (1) 個別の生成A Iサービスの利用規約において、このガイドラインとは異なる規定や独自の制限等が設けられている可能性があることから、利用規約を十分に確認して利用すること。
- (2) 目的に沿った生成情報を得るためには、プロンプト（利用者が生成A Iシステムに対して入力する指示情報をいう。）を創意工夫することが有効であるなど、生成A Iの効果的な利用には一定のリテラシーが必要であるところ、その利用方法の理解促進に努めること。